

産業建設委員会・分科会

質 能代工業団地拡張土地分譲登記業務委託料の内容は。

答 能代工業団地拡張に係る土地の文筆登記の業務を業者に委託し、その費用を市が負担する。登記申請者は土地所有者で委託業者が委任状をもらって手続きを進める。土地の所有者は1者で、会社所有のものである。

質 長期影響継続事業者支援金は、市税を滞納していた場合、どのような対応となるか。

答 令和2年度以前に課税された市税等の滞納がないことが条件になるが、申請期限までに滞納を解消すれば支援を受けることが出来る。

質 がけ地近接等危険住宅移転事業費の内容は。

答 向能代地区の土砂災害特別警戒区域に居住する方から、自宅を解体して、借家に移転したいという申出があり、その解体費用に対し補助するものである。

質 人口減に伴い、今後の水道事業経営について、浄水場の更新も含めどのように考えているか。

答 経営状況については、市が策定した令和8年度までの水道事業経営戦略の期間内においてはほぼ良好に進むと考えているが、同戦略の見

直し時期の4年度に再度検討したい。浄水場については耐用年数が来た際に、その時点の給水状況を勘案して更新することになる。



能代市仁井田浄水場

質 昨年度実施した漏水調査により有収率向上の効果はあったか。

答 昨年度は3400戸の調査を実施して、44件の漏水が発覚したため修繕を行っている。今後5年程度をかけて、市内の対象区域を調査し、有収率の向上につなげていきたい。

(伊藤洋文)

議会基本条例策定 特別委員会

9月21日に開催された委員会では、各条文等について15回目の検討を行った。

逐条解説(案)について

6月の本委員会でご前文及び全23条文に関する修正(案)が了承されたことに伴い、逐条解説(案)の修正が必要な場合には、事務局で作成することとしていた。事務局が示した見直し案等について協議を行った。

協議結果 事務局案を了承することを、全会一致で決定した。

パブリックコメントの実施について

パブリックコメントについて、意見の募集期間や提出方法等実施内容に関し、事務局が策定した実施要領(案)等を基に協議した。

協議結果 事務局案を了承することを、全会一致で決定した。

議会報告会での対応について

議会報告会での説明、意見聴取について、配布資料及び報告会で作される質問・意見等への対応方法を協議した。

意見 逐条解説(案)を配布資料とするならば、パブリックコメント時に使用する意見提出用紙を報告会用に見直し、会場で一緒に配布しては

どうか。

協議結果 パブリックコメント意見提出用紙を基に、報告会用提出用紙を作成し、逐条解説(案)と一緒に配布することを、全会一致で決定した。

意見 報告会で市民等から出された質問・意見等に関し、意見提出用紙に記入されたものを回収し、その場では回答せず、パブリックコメントに関する対応と合わせて回答したほうがよいと考える。

協議結果 報告会での質問・意見等に対し、その場で回答する場合はこれまでの協議を基に作成した逐条解説(案)の範囲とすることを、全会一致で決定した。

条例策定スケジュールについて

策定スケジュールについて、パブリックコメントに対する回答を、予定していた令和4年1月または2月から意見公募手続きに関する要綱に準じて、条例案の議決後となる4年3月に変更する案が事務局から示された。

協議結果 事務局案を了承するとともに、議会運営委員会の協議結果に基づき、本年10月または11月としていた議会報告会の開催予定を本年11月に変更することを、全会一致で決定した。

(落合範良)